

子どもの貧困を考える

大人が 学びあう 講座

昨今は子どもが被害者になるだけでなく加害者として巻き込まれるような犯罪が立て続けに起きており、子どもたちに豊かな生育環境を作れていない私たち大人の責任を痛感します。家族が多様化してかつての家族像が当てはまらなくなった今は、学校や家庭だけでなく社会全体で子どもを見守り育てていかなければならない時代なのです。

福井県は生活の豊かさ指標が日本でもトップクラスであり、都会に比べて狭く均質な社会なので、私たちは貧困について鈍感なところがあります。貧困という目に見えにくい状況を理解するための継続講座です。

子どものことを考え社会にむけて一步踏み出す大人を増やしたい……。そんな期待を込めて企画しました。皆さんぜひご参加ください。

研修費：3回5,000円・1回2,000円 定員：30名

10月24日(土)
14時～16時

会場：福井県立大学 企業交流室

講師：幸重忠孝氏

幸重社会福祉士事務所 所長

Profile

児童養護施設職員、大学教員を経て、2010年に【NPO法人山科醍醐こどものひろば】の理事長に就任。「こども生活支援センター」を立ち上げ、子どもの貧困対策事業を地域で行う。2012年に【幸重社会福祉士事務所】を設立。子どもや家庭に関わる問題の解決と必要な支援をおこなっている。現在は滋賀県教育委員会のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーと大学で非常勤講師として児童福祉系科目を教えている。

11月7日(土)
14時～16時

会場：福井県立大学 企業交流室

講師：橋本達昌氏

児童養護施設一陽 所長 (越前市)

Profile

子ども達が自己肯定感を育み、人間関係の中で、愛しあいされながら、ゆっくりと安心して成長していくことを理念とし、2歳から18歳までの約40名が生活する児童養護施設「一陽」の所長をつとめる。大きな社会問題となっている「子どもの貧困の解消」や「児童虐待の早期発見・予防」を大きな務めの一つとし、活動に取り組んでいる。

1月17日(日)
13時半～16時

会場：県民活動センター (予定)

講師：徳丸ゆきこ氏

大阪子どもの貧困アクショングループ 代表

Profile

大阪府生まれ。大阪子どもの貧困アクショングループ(CPAO/シーバオ)代表。NPO法人にて不登校、ひきこもり支援に従事した後、2002年より国際協力NGOセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンに所属。国内事業を担当。子どもの社会参画、子どもの貧困、東北大震災復興支援のスタッフを経て、2013年に現団体設立。

お申込み&お問合せ
〒918-8106

認定NPO法人 福井県子どもNPOセンター
福井市木田町 36-1 コーポ木田 201
TEL: 0776-97-8460 FAX: 0776-97-8461
Mail: childnpo@muse.ocn.ne.jp (件名 大人講座)

■ 会場のご案内 ■

県立大学敷地 MAP



地域経済研究所 交流棟内
「企業交流室」

福井県子どもNPOセンターの 支援会員を募集しています

子どもたちの文化を豊かに育むこと、思いっきり子ども時代を過ごせること、そんな子どもたちひとりひとりの個性の輝きを応援するサポーターを募集しています。

支援会員

- ① 賛助会員…子どもNPOセンターの目的に賛同し活動を支援する会員
個人会員 一口年額 5,000円
団体(法人)会員 一口年額 10,000円
- ② ボランティア会員… 子どもNPOセンターの目的に賛同し、活動にボランティアとして協力または参加する個人
一口年額 1,000円

■ 会員の特典

- 特典 1) 子ども・文化情報誌「こども Channel」の送付
特典 2) セミナーや舞台公演など センター主催事業のご案内と優先的参加
特典 3) 子ども・文化・NPO などの情報提供
特典 4) 賛助会員がかかわる社会貢献活動の情報を「こども Channel」に掲載することができます

■ 税制上の優遇措置について

「認定特定非営利活動法人」へのご寄附や、正会員以外の年会費等は、下記のような税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられます。ぜひご利用ください。

(1) 個人のご寄附

- <所得税> (寄附金の合計額-2000円)×40%が税額控除されます。(上限:所得税額の25%)
- <住民税> 自治体によって異なります。お住まいの自治体にお問い合わせください。
- <相続税> 相続または遺贈により財産を取得した方が、取得した財産を相続税の申告期限内に寄附した場合、寄附をした財産には相続税が課税されません。

(2) 法人のご寄附<法人税>

- 認定特定非営利活動法人への寄附金の特別損金算入限度額が改正されました(2012/4/1)
{(資本金×(当期の月数÷12)×0.375%)+(所得の金額×6.25%)
詳細な ついては、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。また、国税庁のウェブサイト
(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm>)でも手続きの詳細が掲載されています。